

●平成22年における特定有害廃棄物等の輸入の内容

対象物	輸入の目的	相手国・地域	相手国からの 通告重量 (トン)	輸入承認の 重量 (トン)	移動書類の交付		廃棄物の 分類 (Y番号)	廃棄物の 有害な特性 (H番号)	附属書Ⅷ 番号	OECD 番号
					重量(トン)	件数				
電子部品スクラップ	金属回収	マレーシア	*480	*480	34	2	22	11		
金属スラッジ	金属回収	タイ	*960	*960	17	1	17	11	A1050	
プリント基板くず	金属回収	フィリピン	*1,000	*1,000	38	1	31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*120	*120	4	1	22,31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	*705	*705	245	8	31	11	A1180	
電子部品スクラップ、錫鉛スラッジ	金属回収	タイ	*144	*144	18	7	31	11	A1180, A1050	
銀・銅含有スクラップ	金属回収	シンガポール	*300	*300	69	3	17	13		
銅灰	金属回収	シンガポール	*500	*500	85	2	22,31	11	A1150	
廃蛍光灯、廃高圧放電ランプ	金属回収、無機物回収	フィリピン	*24	24	6	1	29	11		
銅スクラップ	金属回収	シンガポール	*500	*500	242	7	31	11	A1180	
金属含有クロス等	金属回収	インドネシア	*0.30871	*0.30871	0.30871	1	31	11		
金属含有フィルターカートリッジ等	金属回収	シンガポール	*8	*8	0.1	1	17	11	A4050	
銅スクラップ	金属回収	シンガポール	*500	*500	127	6	31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	フィリピン	*1,000	*1,000	53	4	31	11	A1180	
金属水酸化物スラッジ	金属回収	マレーシア	*800	*800	235	1	17	12	A1120	
鉛くず	金属回収	米国	*6,000	*6,000	70	1	31	11	A1160	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	*1,000	*1,000	321	8	31	11	A1010	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	*1,000	*1,000	127	4	31	11	A1010	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	*1,000	*1,000	18	2	31	11	A1010	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	*0.0189	0.0189	0.0189	1	31	11	A1180	
亜鉛ドロス	金属回収	エジプト	*960	960			31	11	A1020	
プリント基板くず	金属回収	フィリピン	*1,000	1,000	323	7	31	11	A1180	
銀スラッジ	金属回収	フィリピン	*350	350			17	11		
銅くず・貴金属くず	金属回収	シンガポール	*1,000	1,000	11	1	31	11	A1180	
使用済み感光体ドラム	金属回収	タイ	*8	8	2	1	24,25	11	A1180	
電池スクラップ(ニッケル水素、リチウムイオン)	金属回収	中国	*500	*500	135	2	26	11		
ボタン電池	金属回収	台湾	*48	47	-	-	29	11		
銀スラッジ	金属回収	タイ	*420	420	133	7	17	13	A1050	
銀スラッジ	金属回収	フィリピン	*500	500	161	2	17	11		
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	120	120	2	1	22,31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000			31	11	A1010	
銅スラッジ	金属回収	フィリピン	3,000	3,000	88	4	22	11		
銅くず・貴金属くず	金属回収	シンガポール	1,000	1,000	192	6	31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	144	144	34	11	31	11	A1180, A1020	
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	700	700	659	16	31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	中国	1,000	1,000	8	1	31	11	A1180	
亜鉛くず	金属回収	インドネシア	160				23	13		
ボタン電池、リチウム電池	金属回収	台湾	200	70	-	-	29	11		
銅スラッジ、銀くず	金属回収	フィリピン	300				13,31	11	A1120, A3050, A1130	
銀スラッジ	金属回収	フィリピン	200	200	30	1	17	11	A1050	
銀・銅含有スクラップ	金属回収	シンガポール	300	300	75	2	17	13		
使用済み感光体ドラム	金属回収	中国	0.0045				25	11		
電子部品スクラップ	金属回収	マレーシア	312	312	57	3	22	11		
電子部品スクラップ	金属回収	台湾	300				31	11		
廃ランプ	金属回収	台湾	60				29	11		
銅ケーキ	金属回収	インドネシア	117				22	13		
ミックスメタル	金属回収	台湾	8	2	-	-	24,31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000	22	2	31	11	A1180	
プリント基板くず	金属回収	台湾	1,597	100			18,22	11		
金属くず、電子部品スクラップ	金属回収	フィリピン	1,000	1,000	12	1	31		A1180	
銅灰	金属回収	シンガポール	500	500	30	1	22,31	11	A1150	
電池スクラップ(ニッケル水素、リチウムイオン)	金属回収	台湾	240	40	-	-	26	11		
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000	76	2	31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000	71	3	31	11	A1180	
金属スラッジ	金属回収	タイ	960	960	121	4	17	11	A1050	
電池スクラップ(ニッケル水素、リチウムイオン)	金属回収	台湾	250	42	-	-	26	11		
銀スラッジ	金属回収	タイ	420	420			17	13	A1050	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000	5	1	31	11	A1180	
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000			31	11	A1180	
銀ペースト	金属回収	フィリピン	100				42	11	A3140	
廃ランプ	金属回収、無機物回収	台湾	300				29	11		
電池スクラップ(ニッケル水素、リチウムイオン)	金属回収	台湾	180	80	-	-	26	11		
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	180	180			22,31	11	A1180	
金属水酸化物スラッジ	金属回収	マレーシア	800	800			17	12	A1120	
鉛くず	金属回収	米国	6,000	6,000			31	11	A1160	

電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000			31	11	A1180
電子部品スクラップ	金属回収	スイス	2,500				26,31	13	A1020
金属含有布スクラップ	金属回収	シンガポール	0.34				33	6.1	A4050
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000	1,000			31	11	A1180
金属含有フィルターカートリッジ等	金属回収	シンガポール	8				17	11	A4050
電池スクラップ (ニッケル、ニッケル水素、リチウムイオン、リチウム)	金属回収	香港	200	200			26	11	
プリント基板くず	金属回収	フィリピン	1,000				31	11	A1180
電子部品スクラップ	金属回収	香港	1,000				31	11	A1180
銅くず・貴金属くず	金属回収	シンガポール	1,000				31	11	A1180
銅くず・貴金属くず	金属回収	シンガポール	1,000				31	11	A1180
フライアッシュ	金属回収	スリランカ	0.35				21, 22, 23, 26, 27, 31	6.1	
電池スクラップ (ニッケル、ニッケル水素、リチウムイオン)	金属回収	香港	200				26	11	
廃蛍光灯	金属回収、無機物回収	フィリピン	24				29	11	
銅ケーキ	金属回収	インドネシア	400				22	13	
亜鉛くず	金属回収	インドネシア	500				23	13	
廃ランプ	金属回収、無機物回収	台湾	200	8	-	-	29	11	
電池スクラップ (ニッケル、ニッケル水素、リチウムイオン)	金属回収	タイ	100	100			26	11	A1180
プリント基板	金属回収	フィリピン	1,000	1,000			31	11	A1180
電子部品スクラップ	金属回収	タイ	120	120			22, 31	11	
廃ボタン電池 (マンガン、酸化銀、水銀、リチウム、空気亜鉛)	金属回収	台湾	48	47	-	-	29	11	
総量			37,749	30,754	** 4,292				
件数			56	46		** 149			

注) 1 *の輸入案件は平成21年以前に通告を受領し、又は輸入承認を得たものであるが、輸入承認又は輸入移動書類の交付が平成22年中に行われたため本表に掲載した。

2 相手国より特定有害廃棄物等として通告を受けたものの、日本では特定有害廃棄物等として扱わないもの及び都合により輸入を行わなくなったものは本表に含まれない。

3 台湾からの輸入は、輸入移動書類を交付せず、一つの通告に対して複数回の輸入承認している。**の総量及び件数には、当該輸入承認数量及び件数を含む。